

# 塩尻市地域防災計画 風水害対策編

令和5年度修正

新旧対照表

【風水害対策編】第1章第3節

新		旧		修正理由・備考																
<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>8 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(4) 電気通信事業者</td> <td>(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、<u>楽天モバイル(株)</u>) ア 電気通信設備の保全に関する事 イ 災害非常通話の確保及び気象情報の伝達に関する事。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱		(略)	(略)	(4) 電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、 <u>楽天モバイル(株)</u> ) ア 電気通信設備の保全に関する事 イ 災害非常通話の確保及び気象情報の伝達に関する事。	(略)	(略)	<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>8 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(4) 電気通信事業局</td> <td>(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)) ア 電気通信設備の保全に関する事 イ 災害非常通話の確保及び気象情報の伝達に関する事。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	(4) 電気通信事業局	(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)) ア 電気通信設備の保全に関する事 イ 災害非常通話の確保及び気象情報の伝達に関する事。	(略)	(略)
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																			
(略)	(略)																			
(4) 電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、 <u>楽天モバイル(株)</u> ) ア 電気通信設備の保全に関する事 イ 災害非常通話の確保及び気象情報の伝達に関する事。																			
(略)	(略)																			
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																			
(略)	(略)																			
(4) 電気通信事業局	(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)) ア 電気通信設備の保全に関する事 イ 災害非常通話の確保及び気象情報の伝達に関する事。																			
(略)	(略)																			



<p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(7) 風水害に強いまちの形成</p> <p>a 治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。<u>特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。</u>また、<u>これら</u>の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p><u>h 危険な盛土が確認された場合は、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。</u></p> <p><u>i 道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。</u></p> <p><u>j 以下の事項を重点として総合的な風水害の対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。</u></p> <p>(k) 土石災害のおそれのある個所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策を推進 特に土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において</p>	<p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(7) 風水害に強いまちの形成</p> <p>a 治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。また、<u>前述</u>の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>h 道路情報ネットワークシステム</u>、道路防災対策等を通じて<u>安全性</u>、信頼性の高い道路網を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。</p> <p><u>i 以下の事項を重点として総合的な風水害の対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。</u></p> <p>(k) 土石災害のおそれのある個所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、<u>土中水分量センサー</u>、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策を推進</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>土中水分量センサーの廃止に伴い削除</p>
---	---	--

<p>は、土砂・流木補足効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施</p> <p>(略)</p> <p>(n) <u>山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害危険地区の総合的な山地災害対策を推進</u></p> <p>特に、<u>尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進</u></p> <p>また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施</p> <p>(略)</p> <p>(エ) 災害応急対策等への備え</p> <p><u>g 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。</u></p> <p><u>また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。</u></p> <p><u>h 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設</u></p>	<p>特に土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木補足効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施</p> <p>(略)</p> <p>(n) <u>山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備及び山地災害危険地区の周知等</u>の総合的な山地災害対策の推進</p> <p>特に、<u>流木災害が発生するおそれのある森林については、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進</u></p> <p>また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施</p> <p>(略)</p> <p>(エ) 災害応急対策等への備え</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>g 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設</u></p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p>
--	--	---

<p>業団体等との災害協定の締結を推進する。</p> <p><u>i</u> 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。</p> <p><u>j</u> 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 県が実施する計画（全部局）</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p>a 治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。<u>特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。</u>また、<u>これらの</u>評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>d 危険な盛土が確認された場合は、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、市町村と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。</u></p> <p><u>e</u> 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各指定避難所への支援物資を届けるための緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な<u>拠点と高規格道路等</u>のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、<u>強靱で</u>信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は、制限を行うとともに、<u>国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における</u></p>	<p>業団体等との災害協定の締結を推進する。</p> <p><u>h</u> 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。</p> <p><u>i</u> 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 県が実施する計画（全部局）</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p>a 治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。また、<u>前述</u>の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>d</u> 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各指定避難所への支援物資を届けるための緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な<u>市街地等と高速道路</u>のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、<u>道路情報ネットワークシステム</u>、<u>道路防災対策等</u>を通じて<u>安全性</u>、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は、制限を行うとともに、無電柱</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>
---	---	-----------------------

無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

f 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。

(n) 山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害危険地区の総合的な山地災害対策を推進

特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進

また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施

(略)

(エ) 災害応急対策等への備え

g 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

h 災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ市町村と救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務 任制度や救助実施市制度の積極的な活用により

化の促進を図るものとする。

e 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。

(n) 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備及び山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策の推進

特に、流木災害が発生するおそれのある森林については、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進

また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施

(略)

(エ) 災害応急対策等への備え

(新設)

g 災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ市町村と救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務任制度や救助実施市制度の積極的な活用により

役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

i 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

j 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

k 電気事業者と協力し、大規模停電発生時に電源車の配備等の円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

(略)

エ 関係機関が実施する計画

(ウ) 災害応急対策等への備え

g 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

h 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

h 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

i 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

j 電気事業者と協力し、大規模停電発生時に電源車の配備等の円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

(略)

エ 関係機関が実施する計画

(ウ) 災害応急対策等への備え

(新設)

h 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

【風水害対策編】第2章第7節

新	旧	修正理由・備考
第7節 消防・水防活動計画  <u>1</u> 水防計画	第7節 消防・水防活動計画  <u>2</u> 水防計画	誤字の修正

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第11節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市及び県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）が実施する計画</p> <p>(カ) 市及び<u>県は、予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者の災害時の対応に関する問い合わせ窓口等の情報を提供するものとする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p style="text-align: center;">第11節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市及び県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）が実施する計画</p> <p>(カ) 市及び<u>地域振興局は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、保健福祉事務所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(キ) 保健福祉事務所は、自宅療養等開始時に、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するものとする。</p> <p>(ク) 自宅療養者等の避難の確保を図るため、市は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先の確保に努める。<u>県は、事前に風水害などが予想される場合には、感染拡大防止のため、可能な限り宿泊療養施設で自宅療養者等を受け入れられるよう調整に努めるものとする。</u></p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

<p>(略)</p> <p>イ 市が実施する計画</p> <p>(エ) 避難計画の作成</p> <p>h 避難の心得、知識の普及啓発</p> <p>(b) 災害時における広報</p> <p>災害時においては、的確で迅速な広報が必要になることから、広報車、避難所開設・調査班による広報、市民組織を通じた広報など、災害時の広報体制づくりを進める。</p> <p>なお、市は避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求められることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>また、避難時の周囲の状況により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、<u>緊急安全確保を講ずる</u>べきことにも留意する。</p>	<p>(略)</p> <p>イ 市が実施する計画</p> <p>(エ) 避難計画の作成</p> <p>h 避難の心得、知識の普及啓発</p> <p>(b) 災害時における広報</p> <p>災害時においては、的確で迅速な広報が必要になることから、広報車、避難所開設・調査班による広報、市民組織を通じた広報など、災害時の広報体制づくりを進める。</p> <p>なお、市は避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求められることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>また、避難時の周囲の状況により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、<u>屋内安全確保等安全措施を講ずる</u>べきことにも留意する。</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>
<p>(略)</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(7) 指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障がい者、<u>医療的ケアを必要とする者</u>等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。<u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>(9) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機</p>	<p>(略)</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(7) 指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

<p>器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。</p> <p><u>また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>(ヌ) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良い生活環境の継続的な確保のために、専門家、<u>NPO・ボランティア</u>等との定期的な情報交換に努める。</p> <p>イ 県が実施する計画</p> <p>(ア) 「長野県避難所マニュアル策定指針」(令和4年3月改定)について新たな知見、近年発生した災害の教訓を踏まえ適切な見直しに努めるとともに、良好な環境の確保のため、特にトイレ(衛生)、キッチン(食事)、ベッド等(睡眠)については、水準目標(以下「長野県避難所TKBスタンダード」という。)を示すよう努めるものとする。(危機管理部)</p> <p>(略)</p> <p><u>(カ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備、要配慮者への配慮について支援を行うものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備の支援を行うものとする。</u></p>	<p>器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>(ヌ) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良い生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。</p> <p>イ 県が実施する計画</p> <p>(ア) 「長野県避難所マニュアル策定指針」(令和2年7月改定)について新たな知見、近年発生した災害の教訓を踏まえ適切な見直しに努めるとともに、良好な環境の確保のため、特にトイレ(衛生)、キッチン(食事)、ベッド等(睡眠)については、水準目標(以下「長野県避難所TKBスタンダード」という。)を示すよう努めるものとする。(危機管理部)</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p>
--	--	---

【風水害対策編】第3章第1節

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第1節 災害直前活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 市民の避難誘導対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(エ) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は市民等への周知徹底に努める。</p> <p>(オ) 市は、災害時または災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じて指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、市民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。</p> <p>(カ) 市民に対する高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達に当たっては、災害情報共有システム（Lアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャル</p>	<p style="text-align: center;">第1節 災害直前活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 市民の避難誘導対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>(エ) <u>災害の状況に応じて避難指示等が発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を市民がとれるように努める。</u></p> <p>(オ) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は市民等への周知徹底に努める。</p> <p>(カ) 市は、災害時または災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じて指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、市民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。</p> <p>(キ) 市民に対する高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達に当たっては、災害情報共有システム（Lアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャ</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

<p>メディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の市民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。</p> <p>(キ) 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。</p> <p>(ク) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域の所在等、避難に資する必要な事項を市民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置をとる。</p> <p>(ケ) 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。</p> <p>(コ) 市は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、市民等が避難するための施設を開放し、市民等に対し周知徹底を図る。</p> <p>(カ) 市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。</p> <p>(シ) 市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。</p> <p>(ス) 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。</p>	<p>ルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の市民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。</p> <p>(ク) 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。</p> <p>(ケ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域の所在等、避難に資する必要な事項を市民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置をとる。</p> <p>(コ) 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。</p> <p>(カ) 市は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、市民等が避難するための施設を開放し、市民等に対し周知徹底を図る。</p> <p>(シ) 市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。</p> <p>(ス) 市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。</p> <p>(セ) 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。</p>	
--	---	--

第4 警報等の種類及び発表基準

1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

(1) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予測値を時間帯ごとに示され、市町村ごとに発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき79の区域に分け発表している。

特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

特別警報・警報・注意報の種類	概要
特別警報 大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
特別警報 大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
特別警報 暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
特別警報 暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

第4 警報等の種類及び発表基準

1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

(1) 特別警報・警報・注意報

長野地方気象台は、大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予測値を時間帯ごとに発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき79の区域に分け発表している。

特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

特別警報・警報・注意報の種類	概要
特別警報 大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
特別警報 大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
特別警報 暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
特別警報 暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

県の計画の記載に合わせて修正

警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

特別警報基準

種 類	発 表 基 準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴 風 雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 発表に当たっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算

警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、 <u>大雨、長雨、融雪等により河川が増水し</u> 、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

特別警報基準

種 類	発 表 基 準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴 風 雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び

出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

(2) 雨を要因とする特別警報の指標

ア 大雨特別警報（浸水害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の(ア)又は(イ)を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上の雨）がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表。

(ア) 表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現。

(イ) 流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。

イ 大雨特別警報（土砂災害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上の雨）がさらに降り続けると予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表。

(削除)

(3) 台風等を要因とする特別警報の指標

(略)

(4) 雪を要因とする特別警報の指標

(略)

(5) 雪に関する観測地点毎50年に一度の値一覧（令和4年11月21日現在）

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深	既往最深積雪
-------	-----	------------	--------

予想に基づいて判断する。

(2) 雨を要因とする特別警報の指標

以下ア又はイいずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続けると予想される地域の中で、大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）又は洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）で5段階のうち最大の危険度（イの場合は、大雨警報（浸水害）の危険度分布又は洪水警報の危険度分布）が出現している市町村等に大雨特別警報を発表する。

ア 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現。

イ 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現（ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする）。

ウ 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想され、かつ、さらに雨が降り続けると予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表。

(3) 雨に関する50年に一度の値一覧（令和4年3月24日現在）

(略)

(4) 台風等を要因とする特別警報の指標

(略)

(5) 雪を要因とする特別警報の指標

(略)

(6) 雪に関する観測地点毎50年に一度の値一覧（令和3年10月28日現在）

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深	既往最深積雪
-------	-----	------------	--------

県の計画の記載に合わせて修正

		(cm)		(cm)
長野県	松本		57	78

(略)

警報・注意報発表基準一覧表

(令和4年5月26日現在)

発表官署		長野地方気象台										
府県予報区		長野県										
一次細分区域		北部			中部				南部			
市町村等をまとめた地域		長野 地域	中野飯山 地域	大北 地域	上田 地域	佐久 地域	松本 地域	東信上高 地域	諏訪 地域	上伊那 地域	木曾 地域	下伊那 地域
警報	大雨	10歳以上の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合										
	洪水	10歳以上の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合										
	暴風 (平均風速)	17m/s										
	暴風雪 (平均風速)	17m/s 雪を伴う										
	大雪 (12時間 降雪の深さ)	平地 12 時間降雪 の深さ 25cm、 山谷、 12時間 降雪の深 さ30cm	12時間 降雪の深 さ40cm	平地 12 時間降雪 の深さ 25cm、 山谷、 12時間 降雪の深 さ30cm	菅平地域 12時間 降雪の深 さ25cm、 菅平地域 を除く地 域 12時 間降雪の 深さ 20cm	12時間 降雪の深 さ20cm	聖の原周 辺 12時 間降雪の 深さ 25cm、 聖の原周 辺を除く 地域 12 時間降雪 の深さ 20cm	12時間 降雪の深 さ30cm	12時間 降雪の深 さ20cm	12時間降雪の深さ20cm		
	波浪 (有義波高)											
	高潮											
	大雨	10歳以上の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合										
	洪水	10歳以上の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合										
	強風 (平均風速)	13m/s										
強風 (平均風速)	13m/s 雪を伴う											
大雪 (12時間 降雪の深さ)	平地 12 時間降雪 の深さ 15cm、 山谷、 12時間 降雪の深 さ20cm	12時間 降雪の深 さ25cm	平地 12 時間降雪 の深さ 15cm、 山谷、 12時間 降雪の深 さ20cm	菅平地域 12時間 降雪の深 さ15cm、 菅平地域 を除く地 域 12時 間降雪の 深さ 10cm	12時間 降雪の深 さ10cm	聖の原周 辺 12時 間降雪の 深さ 15cm、 聖の原周 辺を除く 地域 12 時間降雪 の深さ 10cm	12時間 降雪の深 さ20cm	12時間 降雪の深 さ10cm	12時間降雪の深さ10cm			
波浪 (有義波高)												
高潮												
雷	落雷等により被害が予想される場合											
融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が6℃以上かつ降水量が20mm以上											
濃霧 (視程)	100m											
乾燥	最小湿度20%で実効湿度55%※		最小湿度20%で実効湿度55%※				最小湿度20%で実効湿度55%※					
なだれ	1. 表層がたれ: 積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上 また全層がたれ: 積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2. 全層がたれ: 積雪が70cm以上あって、最低気温が5℃以上高い、または降水量が15mm以上											
低温	夏期: 平均気温が5年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下(高冷地で13℃以下)が2日以上続く場合 冬期: 最低気温-14℃以下(高冷地で-21℃以下)											
霜	早霜・晩霜時に最低気温2℃以下											
着氷	著しい着氷が予想される場合											
着雪	著しい着雪が予想される場合											
記録的短時間 大雨情報 (1時間雨量)	100mm											

		(cm)		(cm)
長野県	松本		58	78

(略)

警報・注意報発表基準一覧表

(令和4年5月26日現在)

発表官署		長野地方気象台	
府県予報区		長野県	
一次細分区域		中部	南部
市町村等を まとめた地域		松本 地域	木曾 地域
警報	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合	
	洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合	
	暴風 (平均風速)	17m/s	
	暴風雪 (平均風速)	17m/s 雪を伴う	
	大雪	聖高原周辺 12時間降雪の深さ 25cm 聖高原周辺を除く 地域 12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 20cm
	波浪 (有義波高)		
高潮			

発表官署		長野地方気象台	
府県予報区		長野県	
一次細分区域		中部	南部
市町村等を まとめた地域		松本 地域	木曾 地域
注意報	大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合	
	洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合	
	暴風 (平均風速)	13m/s	
	暴風雪 (平均風速)	13m/s 雪を伴う	
	大雪	聖高原周辺 12時間降雪の深さ 15cm 聖高原周辺を除く 地域 12時間降雪の深さ 10cm	12時間降雪の深さ 10cm
	波浪 (有義波高)		
	高潮		
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が6℃以上かつ降水量が20mm以上	
	濃霧 (視程)	100m	
乾燥	最小湿度20%で実効湿度55%※		
なだれ	1 表層がたれ: 積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、または積雪70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2 全層がたれ: 積雪が70cm以上あって、最高気温が5℃以上高い、または日降水量が15mm以上		
低温	夏期: 平均気温が5年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下(高冷地で13℃以下)が2日以上続く場合 冬期: 最低気温-14℃以下(高冷地で-21℃以下)		
霜	早霜・晩霜時に最低気温2℃以下		
着氷	著しい着氷が予想される場合		
着雪	著しい着雪が予想される場合		
記録的短時間 大雨情報 (1時間雨量)	100mm		

表の差し替え

2 水防法に基づくもの

(1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は長野県知事が定めた河川について、国土交通大臣又は長野県知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種類	情報名	発表基準
洪水警報	氾濫発生情報	洪水予報区域内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、 <u>または水位が急激に上昇し3時間以内に氾濫する可能性のある水位に到達する見通しとなった</u> ときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判

2 水防法に基づくもの

(1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は長野県知事が定めた河川について、国土交通大臣又は長野県知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種類	情報名	発表基準
洪水警報	氾濫発生情報	洪水予報区域内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断

県の計画の記載  
に合わせて修正

		断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未 満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

		の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未 満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

(略)

(略)

4 その他の情報

4 その他の情報

(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等

(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等

警報の危険度分布（キキクル）等の概要

警報の危険度分布（キキクル）等の概要

種類	概要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予想を、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。
(中略)	(中略)
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集ま

種類	概要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。
(中略)	(中略)
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降っ

県の計画の記載に合わせて修正

	<p>り流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で示したものを、常時 10 分毎に更新している。</p>		<p>た雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で示したものを、常時 10 分毎に更新している。</p>	
<p>(2) 早期注意情報（警報級の可能性）</p> <p><u>5日先までの警報級の現象の可能性が「高」、「中」の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県北部・中部・南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨に関して、「高」又は「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</u></p> <p>(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報</p> <p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するための「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、<u>「線状降水帯」というキーワードを使って解説する</u>「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 記録的短時間大雨情報</p> <p>大雨警報発表中の市町村において、危険度分布（キキクル）の<u>「危険」（紫）</u></p>		<p>(2) 早期注意情報（警報級の可能性）</p> <p><u>警報級の現象の可能性にかけて、今日から明日にかけては時間を区切って、明後日から5日先にかけては日単位で、長野県北部・中部・南部など、地域ごとに細分した単位に発表される。可能性の高いことを示す「高」、可能性が高くないが一定程度認められることを表す「中」の2段階の確度がある。</u></p> <p>(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報</p> <p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するための「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているとき <u>（線状降水帯）</u>には、「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 記録的短時間大雨情報</p> <p>大雨警報発表中の市町村において、危険度分布（キキクル）の<u>「非常に危</u></p>		<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害~~等~~及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を危険度分布（キキクル）で確認する必要がある。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ単位（長野県北部・中部・南部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は発表から概ね1時間である。

警報等伝達系統図

1 注意報・警報及び情報

(1) 系統図

険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害~~等~~及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を危険度分布（キキクル）で確認する必要がある。

(6) 竜巻注意情報

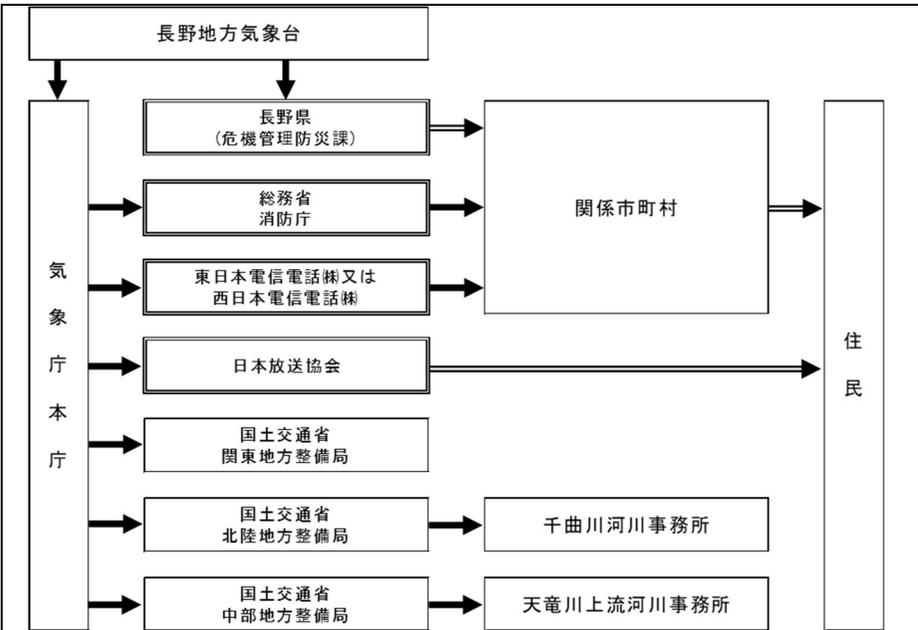
積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、県内の「北部・中部・南部」単位で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。この情報の有効期間は発表から概ね1時間である。

警報等伝達系統図

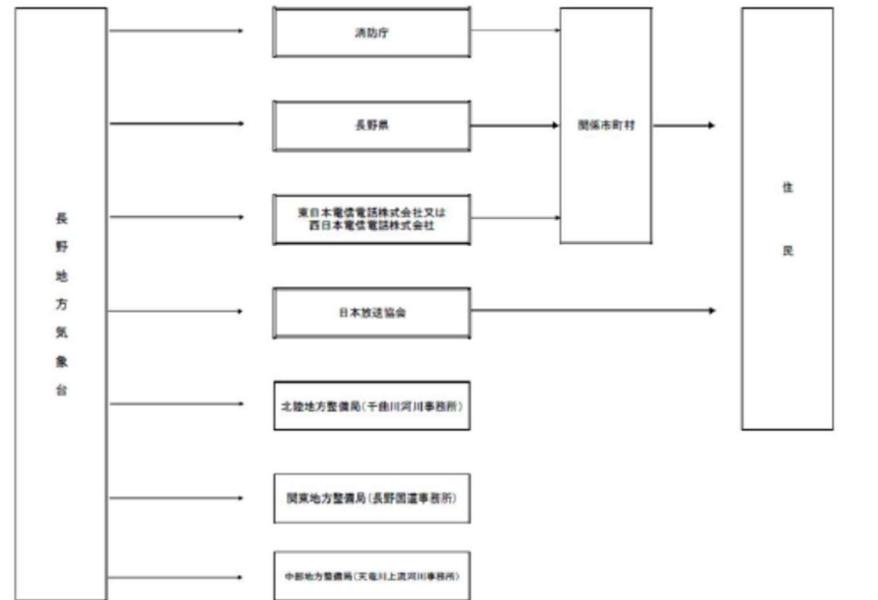
1 注意報・警報及び情報

(1) 系統図

県の計画の記載に合わせて修正



- 注1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項の規定に基づく法定伝達先。
- 注2 二重線の経路は、気象業務法第15条の二第2項、第4項及び第5項によって、**特別警報**の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。
- 注3 国土交通省の機関については、気象業務法施行令第8条第3号に基づく水防活動用気象警報等の通知先であるため、気象官署予報業務規則第103条第2項に基づき千曲川河川事務所に通知を行う。



- 注1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
- 注2 二重線の経路は、気象業務法第15条の二第2項及び第15条の2第4項及び第5項によって、**警報**の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。
- 注3 国土交通省の機関については、気象業務法施行令第8条第3号に基づく水防活動用気象警報等の通知先であるため、気象官署予報業務規則第103条第2項に基づき千曲川河川事務所に通知を行う。

系統図の差し替え

県の計画の記載に合わせて修正

【風水害対策編】第3章第12節

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;"><b>第12節 避難受入及び情報提供活動</b></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>風水害から、人命、身体の保護を図るとともに、災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、市民に対して状況に応じて、避難指示等を発令し伝達する。</p> <p>避難指示等を発令する者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、市民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示等を発令した場合は、速やかにその内容を市民に周知するものとする。</p> <p>その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが、誰にでも理解できる内容で伝える事を心がける。</p> <p>また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、市民の自発的な避難判断等を促す。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第12節 避難受入及び情報提供活動</b></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>風水害から、人命、身体の保護を図るとともに、災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、市民に対して状況に応じて、避難指示等を発令し伝達する。</p> <p>避難指示等を発令する者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、市民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示等を発令した場合は、速やかにその内容を市民に周知するものとする。</p> <p>その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが、誰にでも理解できる内容で伝える事を心がける。</p> <p>また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、市民の自発的な避難判断等を促す。</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

(図を削除)

(2) 実施計画

ウ 避難指示、高齢者等避難及び報告、通知等

(ア) 市長、消防局長又は消防長の行う措置

a 避難指示

(a) 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される地域

(略)

(d) 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域

(2) 実施計画

ウ 避難指示、高齢者等避難及び報告、通知等

(ア) 市長、消防局長又は消防長の行う措置

a 避難指示

(a) 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断されるた場合

(略)

(d) 長野県・長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域

県の計画の記載  
に合わせて削除

県の計画の記載  
に合わせて修正